

## 加入申請から加入承認までの流れ

### 1 加入申請準備

(1) 加入申請書類を以下のいずれかの方法で取得してください。

- ※ 日本貸金業協会ホームページ (<http://www.j-fsa.jp>) の「入会のご案内」からダウンロード
- ※ 最寄の協会支部で取得

(2) 加入申請書類の必要事項の記入押印、及び添付書類等のご用意をお願いいたします。

### 2 加入申請

(1) 加入申請書類一式を日本貸金業協会まで郵送(特定記録郵便)してください。

【郵送先】

〒108-0074

東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3階

日本貸金業協会 業務企画部 会員加入促進登録課 宛

### 3 加入申請受付

(1) 加入申請書類一式の記載内容や添付書類等を確認させていただきます。

(2) 当月末までに受付した加入申請について、翌月開催の理事会に付議します。

### 4 理事会審議

(1) 毎月開催の「理事会」にて、協会加入の可否を審議します。

### 5 加入承認

(1) 理事会にて加入承認の後、以下記載の書類等を送付いたします。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ① 加入承認について(通知)          | ⑥ 加入金・会費請求書    |
| ② 協会会員証                 | ⑦ 定款諸規程集       |
| ③ 協会会員証明書               | ⑧ 協会案内         |
| ④ 貸金業協会加入の届出書(登録行政庁へ提出) | ⑨ 協会員向け情報誌(見本) |
| ⑤ 日本貸金業協会支部一覧           | ⑩ 協会員ステッカー     |

\*別送\*

- ⑪ 協会ホームページ「協会員専用サイト」のログインパスワード  
(加入承認後、約10日後に書面で送付いたします)

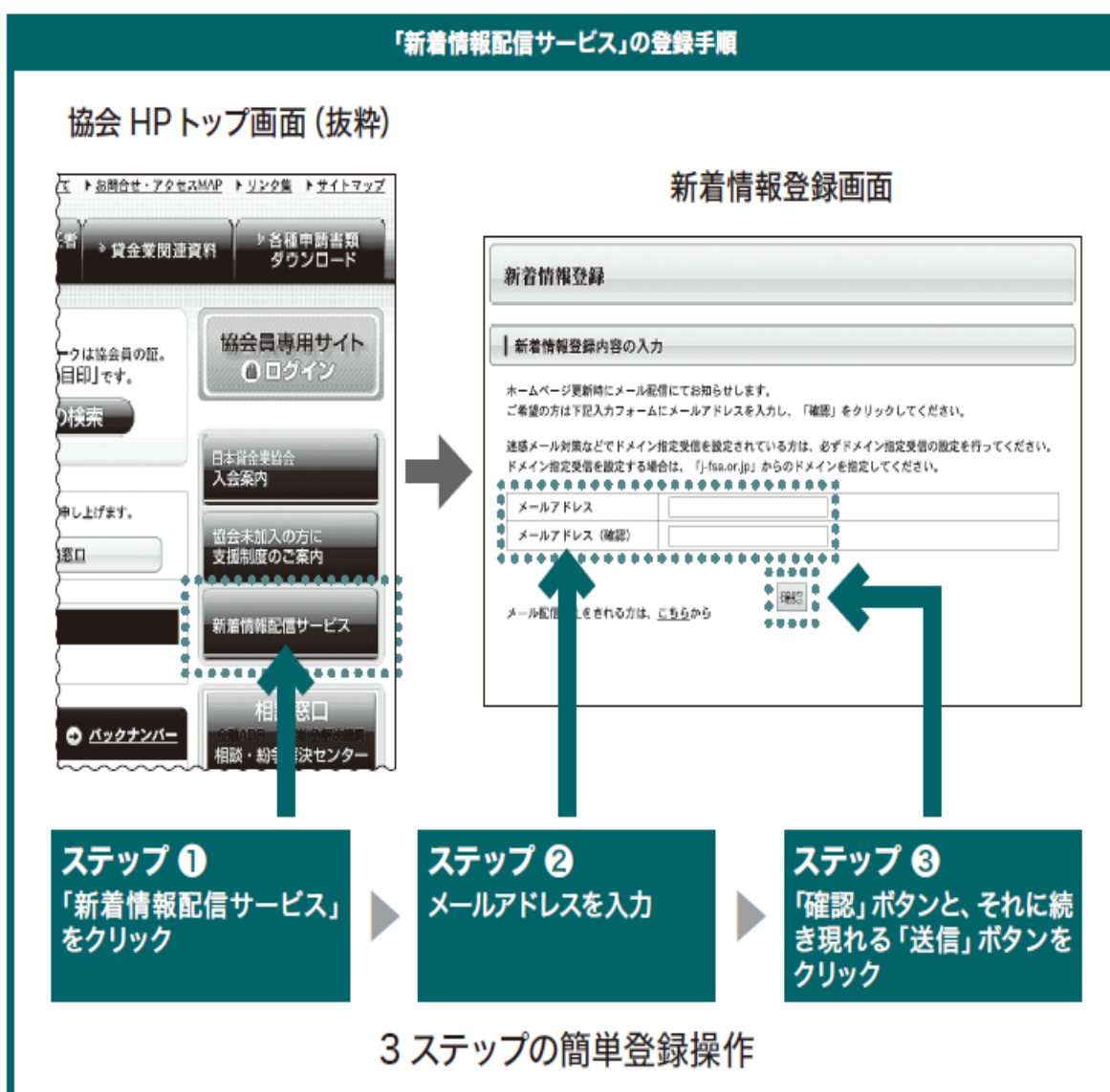
#### 問合せ・連絡先

日本貸金業協会 業務企画部 会員加入促進登録課  
Tel: 03-5739-3012 Fax: 03-5739-3026  
(受付時間 平日9:30から17:30)

## 協会ホームページ『新着情報配信サービス』について

『新着情報配信サービス』とは、日本貸金業協会のホームページに新たな情報が掲載された場合、自動的にメールでお知らせをする機能です。

加入申請された場合、加入申請書に記載された「連絡用メールアドレス」を原則として登録させていただきます。



提出書類1

送 付 状

(加入申請者 → 協会)

作成日 年 月 日

登録番号

商号  
又は  
名称

( ) 第 号

部署名	
担当者名	
電話番号	
携帯番号	

<提出書類チェックリスト>

提出書類	業態区分		封入確認 レ点記入
	法人	個人	
① 「送付状」 (本書)	○	○	<input type="checkbox"/>
②-1、-2 「加入申請書」、②-2 (連絡先届出書)	○	○	<input type="checkbox"/>
③ 「会費計算書」	○	○	<input type="checkbox"/>
④ 会費根拠数値に関する資料等 (*新規登録業者は提出不要) <input type="checkbox"/> 直近の事業報告書・業務報告書	○	○	<input type="checkbox"/>
⑤ 登録済通知書の写し 又は、登録証明書	○	○	<input type="checkbox"/>
⑥ 直近の登録申請書控え(1面~8面)の写し	○	○	<input type="checkbox"/>
⑦ 貸金業の業務に関する社内規則の写し	○	○	<input type="checkbox"/>
⑧ 登記事項証明書(現在事項全部証明書)・・・法人業者	○	×	<input type="checkbox"/>
⑨ 直近決算時の貸借対照表の写し・・・法人業者	○	×	<input type="checkbox"/>
⑩ 会社案内(作成している会社のみ)・・・法人業者	○	×	<input type="checkbox"/>
⑪ 住民票抄本(本籍地掲載不要)・・・個人業者 *外国人の場合も住民票を添付して下さい。 *但し、発行日から3ヶ月以内に限る	×	○	<input type="checkbox"/>
⑫ 財産に関する調書の写し・・・個人業者	×	○	<input type="checkbox"/>
⑬ (追加提出依頼書面) 上記①~⑫のほか、事業実態等を確認するため、協会が必要と判断した場合、追加で書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承下さい。	△	△	<input type="checkbox"/>

※「貸金業法」の以下の点について、ご理解されていますか？

(レ点記入)

- 貸金業務取扱主任者を営業所・事務所毎に配置。
- 貸金業者の財産的基礎要件を5,000万円に引上げ。
- 指定信用情報機関への加入義務化。  
【指定信用情報機関加入状況】( 加入済 加入予定 )  
 (株)日本信用情報機構  (株)シー・アイ・シー 加入予定なし(理由: )
- 反社データベースの整備義務化。  
【反社データベース整備状況状況】( 加入済 加入予定 )  
 (株)日本信用情報機構  (株)シー・アイ・シー 暴追センター その他の方法( )
- 年収の3分の1を超える貸付を原則禁止(総量規制)。
- 出資法の上限金利を年29.2%から年20%に引下げ。みなし弁済規定の廃止。
- 債務弁済費用又は契約締結費用の内、ATM手数料、公租公課等をみなし利息から除外。
- 貸付にあたり、元利負担金の合計額などを説明した書面の交付を義務化。
- 指定紛争解決機関との契約締結の状況  
 締結済  申請中  未締結  協会加入と同時申込み

※指定紛争解決機関との契約締結申込書(非協会員用)の取得は、以下の協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.j-fsa.or.jp/moneylender/adr/index.php>

# 加入申請書

作成日 年 月 日

当社(私)は、日本貸金業協会の趣旨に賛同し、日本貸金業協会への加入申請をいたします。

本店住所 <small>(主たる営業所として貸金業登録してある住所)</small>	〒 (フリガナ)		
連絡用住所 <small>(個人業者の自宅等)</small>			
商号又は名称 <small>(登録してある商号)</small>	(フリガナ)		
代表者役職 氏名	役職	(フリガナ)	生年月日
前回の登録年月日			登録番号 ( ) 第 号
初回の登録年月日			
電話番号	FAX番号		
ホームページアドレス	http ://		
問い合わせ先	部署名	担当者氏名	
	電話番号	携帯電話番号	
	メールアドレス	@	
資本金 *(直近決算月)	万円	貸付金残高 *(直近決算月)	百万円
決算月日	従業員数 *(直近決算月)		全従業員数
			貸金業に従事する従業員数
店舗数 *(直近決算月)	有人店舗数	店 + 無人店舗数	店 = 合計 0 店
	事業の種類 <small>(登録してあるもの)</small>		
主たる事業		従たる事業①	
		従たる事業②	
		従たる事業③	
<small>※貸金業と他の事業を兼業している場合、主たる事業と従たる事業に分け、貸金業が主従いずれの事業に属するかわかるように記載してください。                  ※従たる事業が複数ある場合、その中でより重要な事業を3件以内で記載してください。</small>			
<b>貸付けの種類による分類 (複数回答可)</b> 1 . 証書貸付      2 . カード貸付      3 . 手形貸付      4 . 手形割引 5 . 売渡担保      6 . 媒介      7 . その他 ( )			
<b>貸金業種の業態区分 (「貸金業者の業態区分の定義」を参照の上、1つだけ選択し該当区分欄に番号を記載ください)</b>			
該当区分	1 . 消費者向け無担保貸金業者	2 . 消費者向け有担保貸金業者	3 . 消費者向け住宅向貸金業者
	4 . 事業者向け貸金業者	5 . 手形割引業者	6 . クレジットカード会社
	7 . 信販会社	8 . 流通・メーカー系会社	9 . 建設不動産業者
	10 . 質屋	11 . リース会社	12 . 日賦貸金業者
	13 . 非営利特例対象法人		
当協会への加入歴の有無	1. 加入歴なし	旧会員番号 第 号	行政処分の有無 <small>(本書を記載する時点における行政処分中の有無)</small> 1. 無
<small>「有」の場合、処分の内容について記載してください</small>			

★理事会で加入が承認されると協会員となりますが、ホームページの利用、業務用書式の頒布、協会員であることの表示など会員権の効力は、加入金の納入後に付与されます。  
 ★印鑑は、法人の場合は法務局に提出した法人の代表者の届出印(代表印)を、個人の場合は市区町村で証明を受けることができる印(実印)を押印します。

# 加入申請書 (連絡先届出書)

作成日 年 月 日

以下の欄には、協会からの連絡先をご記載ください。

総合連絡窓口 (※必須入力)	部署名		担当者役職		フリガナ
	電話番号			FAX	
本店住所と異なる 場合のみ記入	住所	〒	フリガナ		
	メールアドレス			@	

以下の業務で連絡先を指定する場合のみ記載ください。

消費者相談 連絡窓口 (協会が受け付けた 苦情相談の連絡 先)	部署名		担当者役職		フリガナ
	電話番号			FAX	
本店住所と異なる 場合のみ記載	住所	〒	フリガナ		
	メールアドレス			@	
会費請求 連絡窓口 (会費の請求連絡 先)	部署名		担当者役職		フリガナ
	電話番号			FAX	
本店住所と異なる 場合のみ記載	住所	〒	フリガナ		
	メールアドレス			@	

### 【申請書記載情報の取扱いについて】

加入申請書等、加入申請に当たって提出された書類に記載された情報は、以下の目的以外で利用することはありません。

### 【利用目的の概要】

- ①入会審査
- ②協会の管理運営のための事務連絡、活動報告及び請求事務等
- ③消費者相談業務において、相談者との連絡及び事業者等との仲介
- ④統計整備等のための各種実態調査において、調査票の送付、連絡及び確認事務等
- ⑤協会員の管理及び監督、その他協会事業の遂行

# 会費計算書

## (1) 資本金割会費

### ① 資本金

 万円

※100万円未満切捨て

資本金	月額会費
100億円以上	560,000円
50億円以上	350,000円
10億円以上	210,000円
5億円以上	140,000円
1億円以上	70,000円
5,000万円以上	21,000円
2,000万円以上	7,000円
2,000万円未満	2,000円
資本金なし(個人)	2,000円

=

### ⑤ 資本金割月額会費

 円

※法人でない個人事業者の方は、一律2,000円(月額)となります。

## (2) 残高割会費 (貸付金残高には流動化債権を含む。)

### ② 貸付金残高

 百万円

※100万円未満切捨て

6億円超	X	9	÷ 12	=	⑥ 残高割月額会費
6億円以下					
					<input type="text"/> 円
					※100円未満切捨。 ※4,000円以下にはなりません。

#### <貸付種別残高内訳>

消費 者向	無担保	掛率(%)	百万円	⇒	百万円
	有担保・住宅向	100%	0	⇒	0
事業 者向	無担保	50%	0	⇒	0
	有担保・手形割引	100%	0	⇒	0
		50%	0	⇒	0

有担保残高(消費者向・事業者向)は50%換算となります。  
関係会社向貸付は100%除外となります。

## (3) 店舗数割会費

### ③ 有人店舗(本店・支店)

 店 X 4,000円

※本店のみのときは、有人店舗「1店」としてください。  
※例: 本店(1店) + 支店(2店) = 合計3店  
※店舗数は、営業所として貸金業登録している店舗が対象です。

### ④ 無人店舗

 店 X 3,000円

※CD、ATM、有人店舗内の自動契約受付機及び簡易型ローン申込機は、無人店舗数に入りません。

+ 合計 =

### ⑦ 店舗数割月額会費

 円

### ⑧ 月額会費計

⑤+⑥+⑦

 円

### ⑨ 年額会費計 (月額会費×12)

⑧×12ヶ月

 円

### \* 半期納入額

 円

\* 年会費は、上期(4~9月分)と下期(10~3月分)の年2回に分けて納入いただきます。  
(期中加入の場合は、加入承認日の属する月から会費を納入いただきます。)

日本貸金業協会加入申請に際し、上記記載の通り会費算出根拠数値を報告いたします。

登録番号: ( ) 第 号

日付 年 月 日

尚又  
は  
名称  
電話番号

代表者名:

FAX番号

代表印

★押印は、法人業者の場合「会社印」又は「登記印(実印)」、個人業者の場合は「実印」でお願いいたします。

# 会費計算書

「公益社団法人リース事業協会」に加盟している貸金業者用

## (1) 資本金割会費

### ① 資本金

\_\_\_\_\_ 万円

※100万円未満切捨て

資本金	月額会費
100億円以上	560,000円
50億円以上	350,000円
10億円以上	210,000円
5億円以上	140,000円
1億円以上	70,000円
5,000万円以上	21,000円
2,000万円以上	7,000円
2,000万円未満	2,000円
資本金なし(個人)	2,000円

=

### ⑤ 資本金割月額会費

\_\_\_\_\_ 円

※法人でない個人事業者の方は、一律2,000円(月額)となります。

## (2) 残高割会費 (貸付金残高には流動化債権を含む。)

### ② 貸付金残高

\_\_\_\_\_ 百万円

※100万円未満切捨て

$$\begin{cases} 6億円超 \\ 6億円以下 \end{cases} \times \frac{9}{100,000} \div 12 = \frac{\text{一律月額}}{4,000円}$$

=

### ⑥ 残高割月額会費

\_\_\_\_\_ 円

※100円未満切捨。  
※4,000円以下にはなりません。

### <貸付種別残高内訳>

消費 者向	無担保	掛率(%)	百万円	百万円
	有担保・住宅向	100%	0	0
事業 者向	無担保	50%	0	0
	有担保・手形割引	50%	0	0

有担保残高(消費者向・事業者向)、  
無担保残高(事業者向)は50%換算となります。  
関係会社向貸付は100%除外となります。

## (3) 店舗数割会費

### ③ 有人店舗(本店・支店)

\_\_\_\_\_ 店 X 4,000円

※本店のみのときは、有人店舗「1店」としてください。  
※例: 本店(1店) + 支店(2店) = 合計3店  
※店舗数は、営業所として貸金業登録している店舗が対象です。

### ④ 無人店舗

\_\_\_\_\_ 店 X 3,000円

※CD、ATM、有人店舗内の自動契約受付機及び簡易型ローン申込機は、無人店舗数に入りません。

+ 合計 =

### ⑦ 店舗数割月額会費

\_\_\_\_\_ 円

### ⑧ 月額会費計

⑤ + ⑥ + ⑦  
\_\_\_\_\_ 円

### ⑨ 年額会費計 (月額会費 × 12)

⑧ × 12ヶ月  
\_\_\_\_\_ 円

### \* 半期納入額

\_\_\_\_\_ 円

\* 年会費は、上期(4~9月分)と下期(10~3月分)の年2回に分けて納入いただきます。  
(期中加入の場合は、加入承認日の属する月から会費を納入いただきます。)

日本貸金業協会加入申請に際し、上記記載の通り会費算出根拠数値を報告いたします。

登録番号: \_\_\_\_\_ ( ) 第 \_\_\_\_\_ 号

日付 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

向うへは \_\_\_\_\_ 代表者名: \_\_\_\_\_ (代表印)

名称: \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

★押印は、法人業者の場合「会社印」又は「登記印(実印)」、個人業者の場合は「実印」でお願いいたします。

◆「公益社団法人リース事業協会」に加盟する貸金業者の会費額は、残高割会費について、事業者向貸付の残高の2分の1に換算して会費規則の規定により算定します。

# 会費計算書

「一般社団」、「一般財団」、「非営利特例対象法人」、「投資事業有限責任組合」に属する貸金業者用

## (1) 資本金割会費

① 資本金

\_\_\_\_\_ 万円

※100万円未満切捨て

資本金	月額会費
100億円以上	560,000円
50億円以上	350,000円
10億円以上	210,000円
5億円以上	140,000円
1億円以上	70,000円
5,000万円以上	21,000円
2,000万円以上	7,000円
2,000万円未満	2,000円
資本金なし(個人)	2,000円

⑤ 資本金割月額会費

\*\*\*\*\* 円

## (2) 残高割会費 (貸付金残高には流動化債権を含む。)

② 貸付金残高

\_\_\_\_\_ 百万円

※100万円未満切捨て

$$\begin{matrix} \text{6億円超} \\ \text{6億円以下} \end{matrix} \times \frac{9}{100,000} \div 12 = \frac{\text{一律月額}}{4,000\text{円}}$$

⑥ 残高割月額会費

\*\*\*\*\* 円

<貸付種別残高内訳>

消費 者向	無担保	掛率(%)	百万円	百万円
	有担保・住宅向	100%	0	0
事業 者向	無担保	50%	0	0
	有担保・手形割引	100%	0	0
		50%	0	0

有担保残高(消費者向・事業者向)は50%換算となります。  
関係会社向貸付は100%除外となります。

## (3) 店舗数割会費

③ 有人店舗(本店・支店)

\_\_\_\_\_ 店 X 4,000円

※本店のみのときは、有人店舗「1店」としてください。  
※例: 本店(1店)+支店(2店)=合計3店  
※店舗数は、営業所として貸金業登録している店舗が対象です。

④ 無人店舗

\_\_\_\_\_ 店 X 3,000円

※CD、ATM、有人店舗内の自動契約受付機及び簡易型ローン申込機は、無人店舗数に入りません。

⑦ 店舗数割月額会費

\*\*\*\*\* 円

⑧ 月額会費計

⑤+⑥+⑦

10,000 円

\* 月1万円を固定とします。

⑨ 年額会費計 (月額会費×12)

⑧×12ヶ月

120,000 円

\* 半期納入額

60,000 円

\* 年会費は、上期(4~9月分)と下期(10~3月分)の年2回に分けて納入いただきます。  
(期中加入の場合は、加入承認日の属する月から会費を納入いただきます。)

日本貸金業協会加入申請に際し、上記記載の通り会費算出根拠数値を報告いたします。

登録番号: \_\_\_\_\_ ( ) 第 \_\_\_\_\_ 号

日付 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

向うへは \_\_\_\_\_ 代表者名: \_\_\_\_\_ (代表印)

名称: \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_

\* 押印は、法人業者の場合「会社印」又は「登記印(実印)」、個人業者の場合は「実印」でお願いいたします。

◆ 「一般社団」、「一般財団」、「非営利特例対象法人」、「投資事業有限責任組合」に属する貸金業者の会費額は、一律年12万円(月1万円)とします。



# 会費計算書

「日本証券業協会」に加盟している貸金業者用

## (1) 資本金割会費

① 資本金

\_\_\_\_\_ 万円

※100万円未満切捨て

資本金	月額会費
100億円以上	560,000円
50億円以上	350,000円
10億円以上	210,000円
5億円以上	140,000円
1億円以上	70,000円
5,000万円以上	21,000円
2,000万円以上	7,000円
2,000万円未満	2,000円
資本金なし(個人)	2,000円

=

⑤ 資本金割月額会費

\_\_\_\_\_ 円

※法人でない個人事業者の方は、一律2,000円(月額)となります。

## (2) 残高割会費 (貸付金残高には流動化債権を含む。)

② 貸付金残高

\_\_\_\_\_ 百万円

※100万円未満切捨て

$$\begin{matrix} \text{6億円超} \\ \text{6億円以下} \end{matrix} \times \frac{9}{100,000} \div 12 =$$

$$\frac{\text{一律月額}}{4,000\text{円}}$$

=

⑥ 残高割月額会費

\_\_\_\_\_ 円

※100円未満切捨。  
※4,000円以下にはなりません。

<貸付種別残高内訳>

消費 者向	無担保	掛率(%)	百万円	百万円
	有担保・住宅向	100%	0	0
事業 者向	無担保	50%	0	0
	有担保・手形割引	100%	0	0
		50%	0	0

有担保残高(消費者向・事業者向)は50%換算となります。  
関係会社向貸付は100%除外となります。

## (3) 店舗数割会費

③ 有人店舗(本店・支店)

\_\_\_\_\_ 店 X 4,000円

※本店のみのときは、有人店舗「1店」としてください。  
※例: 本店(1店) + 支店(2店) = 合計3店  
※店舗数は、営業所として貸金業登録している店舗が対象です。

④ 無人店舗

\_\_\_\_\_ 店 X 3,000円

※CD、ATM、有人店舗内の自動契約受付機及び簡易型ローン申込機は、無人店舗数に入りません。

+ 合計 =

⑦ 店舗数割月額会費

\_\_\_\_\_ 円

⑧ 月額会費計

⑤ + ⑥ + ⑦

\_\_\_\_\_ 円

\* 月25万円を上限とします。

⑨ 年額会費計 (月額会費 × 12)

⑧ × 12ヶ月

\_\_\_\_\_ 円

\* 半期納入額

\_\_\_\_\_ 円

\* 年会費は、上期(4~9月分)と下期(10~3月分)の年2回に分けて納入いただきます。  
(期中加入の場合は、加入承認日の属する月から会費を納入いただきます。)

日本貸金業協会加入申請に際し、上記記載の通り会費算出根拠数値を報告いたします。

日付 年 月 日

登録番号: ( ) 第 号

尚  
又  
は  
名  
称  
電  
話  
番  
号

代表者名:

代表印

FAX番号

\* 押印は、法人業者の場合「会社印」又は「登記印(実印)」、個人業者の場合は「実印」でお願いいたします。

◆「日本証券業協会」に加盟する貸金業者の会費額は、会費規則の規定により算出された年額会費が300万円を超える場合は、超えた金額を切り捨て、300万円を上限とします。

# 提出書類12

## 財産に関する調書(個人業者用)

年 月 日 現在

	価 額	摘 要
資 産	(千円)	
現 金 ・ 預 金		
有 価 証 券		
未 収 入 金		
貸 付 金		
土 地		
建 物		
備 品		
権 利		
貸 倒 引 当 金	△	
そ の 他		
計 (A)	0	
負 債	(千円)	
借 入 金		
未 払 金		
前 受 金		
そ の 他		
計 (B)	0	
(A) - (B)	0	

(記載上の注意)

- この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 単位は、千円とすること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

# 付 録

資料① 【提出書類2-1関連】

「加入申請書」 記載例

資料② 【提出書類2-1関連】

「貸金業種の業態区分の定義」

# ■ 提出書類2-1「加入申請書」記載例

★利用上の注意

本記載例は、手書きで作成する場合の記載方法を例示したものです。エクセル版で入力する場合は、該当セルにカーソルを移動した際に表示されるコメントに従い入力してください。

## 提出書類2-1

### 加入申請書

別紙様式第1号

20●●年●●月●●日

当社(私)は、日本貸金業協会の趣旨に賛同し、日本貸金業協会に加入申請いたします。

本店住所 <small>(主たる営業所として貸金業登録してある住所)</small>	〒108-0074 (フリガナ) トウキョウト ミナトク タカナワ 0チヨウメ 0パン0ゴウ 〇〇ビル 000号室	
連絡用住所 <small>(個人業者の自宅等)</small>	東京都新宿区新宿0丁目0番0号 〇〇ビル 000号室	
商号又は名称 <small>(登録してある商号)</small>	フリガナ カブシキガイシャ ニッポンカシキンコーポレーション 株式会社 日本貸金コーポレーション	
代表者役職 氏名	フリガナ ヒノモト タロウ 代表取締役 日本 太郎	生年月日 昭和25年12月1日生
前回の登録年月日	昭和 00年 0月 00日	登録番号 ×× 財務(支)局長・知事 ( X ) 第 XXXXX 号
初回の登録年月日	平成 00年 0月 00日	FAX 03-0000-0000
電話番号	03-0000-0000	ホームページアドレス http://
の加入先 先合申せ 申請	部番号 電話番号 メールアドレス	担当者氏名 携帯電話番号 @
資本金 <small>(直近決算月)*</small>	0000 万円	貸付金残高 <small>(直近決算月)*</small> 0000 百万円
決算月	3月31日	従業員数 <small>(直近決算月)*</small> 全従業員数 1人 貸金業に従事する従業員数 1人
店舗数* <small>(直近決算月)*</small>	有人店舗数 1 店 + 無人店舗数 000 店 = 合計 1 店	
事業の種類 <small>(登録してあるもの)</small>	主たる事業 不動産業 従たる事業① 貸金業 従たる事業② 投資業 従たる事業③ 該当無し	
貸付の種類による分類 <small>(複数回答可)</small>	① 証書貸付 ② カード貸付 ③ 手形貸付 ④ 手形割引 ⑤ 売渡担保 ⑥ 媒介 ⑦ その他( )	
貸金業種の業態区分 <small>(「貸金業者の業態区分の定義」を参照のうえ、一つだけ選択して回答ください)</small>	1. 消費者向け無担保貸金業者 2. 消費者向け有担保貸金業者 3. 消費者向け住宅向貸金業者 4. 事業者向け貸金業者 5. 手形割引業者 6. クレジットカード会社 7. 信販会社 8. 流通・メーカー系会社 9. 建設不動産業者 10. 質屋 11. リース会社 12. 日賦貸金業者 13. 非営利特例対象法人	
当該区分	1	
当協会への加入履歴の有無	① 加入歴なし 2. 加入歴あり	旧会員番号 第 号
		行政処分の有無 <small>(本書を記入する時点における行政処分中の有無)</small> 1. 有 2. 無

日付は、加入申請書を作成する日を記載します。

住所は、法人の場合は、登記簿上の本店又は事務所の所在地を、個人の場合は貸金業の業務全般を統括する施設の所在地を記載します。ビル名、部屋番号まで正確に記載します。  
※連絡用住所は、個人業者の場合、自宅・連絡先と営業所が異なるときに、郵送先等の住所として利用します。

商号又は名称は、法人の場合はその商号を、個人の場合は、商号登記しているときは、その商号を、商号登記していないときは、屋号等の名称を記載します。

氏名は、法人の場合は、代表取締役などの代表者の氏名を記載します。外国人の場合は、住民票等に記載された通称名があるときは、それを括弧書で併せて記載することができます。

印鑑は、法人の場合は法務局に提出した法人の代表者の届出印(代表印)を、個人の場合は市区町村で証明を受けることができる印(実印)を押印します。

加入申請時の連絡用メールアドレスは、会社指定の連絡用メールアドレス又は、連絡担当者の会社で用いているメールアドレスを指定してください。  
なお、担当者個人の私用メールアドレスは指定しないでください。

従業員数は、法人の場合は、役員を除く従業員数を、個人の場合は、経営者(1人)を除く使用人の数を記載します。貸金業以外の事業を兼業している場合、全社業務を扱う総務・経理等の従業員は貸金業に従事する従業員数に入れ

- (1) 有人店舗とは  
営業所又は事務所として法令上の登録してある店舗であって、有人であるもの。  
● 例えば、本店や有人の支店
- (2) 無人店舗とは  
営業所又は事務所として法令上の登録してある店舗であって、無人であるもの。次の①と②。  
① 自社が設置した自動契約受付機  
② 自社が設置した簡易型ローン申込機  
(ご注意)  
上記(1)又は(2)に、次の①から③は含まれません。  
① 有人事務所の同一敷地内又は隣接地に設置された自動契約受付機、簡易型ローン申込機  
② 現金自動支払機(CD)、現金自動受払機(ATM)  
③ 法令上、「代理店」として登録してある店舗  
※ 代理店とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、

貸金業が専業の場合は主たる事業に「貸金業」と記載し、従たる事業に「該当無し」と記載します。

別紙「貸金業者の業態分類の定義」を参考に、主と考える業態を1つだけ選択し、当該区分に番号を記載してください。業態分類は、協会内で統計処理等を行う際の区分の1つとして使用するものです。

当貸金業協会に加入していたか、否か。加入していた場合は旧会員番号を記載します。

加入申請書を記載する時点において、行政処分を受けている最中であるか、否か。又、行政処分を受けている最中である場合は、その処分内容について記載します。

★理事会で加入が承認されると協会員となりますが、ホームページの利用、業務用書式の頒布、協会員であることの表示など会員権の効力は、加入金の納入後に付与されます。

★印鑑は、法人の場合は法務局に提出した法人の代表者の届出印(代表印)を、個人の場合は市区町村で証明を受けることができる印(実印)を押印します。

## 「貸金業者の業態分類の定義」

業 態	定 義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑬のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑬のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑬のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑬のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(日本事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分以上)のものうち、⑥～⑬のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦～⑬と重複する場合には⑥が優先する) ※日本クレジット協会とは別です。日本クレジットカード協会に加入しておらず、日本クレジット協会に加入している場合は次の⑦に分類されます。
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの(⑧～⑬と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑩と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの(⑩と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑩と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	(社)リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧～⑩と重複する場合には⑫が優先する)
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの